

○研究者等の報酬に関する規則

(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 13 号)

改正 平成 26 年 10 月 31 日平成 26 年規則第 161 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 86 号
平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 58 号 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 34 号
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 31 号 平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 40 号
令和 2 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 16 号 令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 42 号
令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 67 号 令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 166 号
令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 72 号 令和 6 年 1 月 17 日令和 6 年規則第 4 号
令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 61 号 令和 6 年 5 月 20 日令和 6 年規則第 125 号
令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 54 号

(目的)

第 1 条 この規則は、基礎研究及びその他の各事業に従事する研究者等の就業に関する規則(平成 15 年規則第 61 号)(以下「就業規則」という。)第 19 条に基づく研究者等の報酬(以下「報酬」という。)について定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規則は、就業規則第 1 条に定める者のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)と直接雇用契約を締結している者(以下「研究者等」という。)に適用する。

(給与区分)

第 3 条 研究者等の報酬は、年俸、超過勤務手当及び通勤手当とする。

(年俸)

第 3 条の 2 年俸は、任期制職員給与規則(平成 24 年規則第 12 号)第 16 条に定める期末手当に相当する額、諸手当及び退職金相当分を含む。

2 就業規則第 7 条の 2 に該当する者(以下「管理監督者」という。)については、前項に定める諸手当に役職手当を含む。

3 次の各号に定める者を除いた研究者等(以下「みなし残業手当適用者」という。)については、第 1 項に定める諸手当に、時間外労働に対する賃金及び時間外労働割増賃金の支払いに充てるものとするみなし残業手当を含む。

(1) 管理監督者

(2) 研究者にかかる専門業務型裁量労働制に関する規則(平成 29 年規則第 81 号)第 2 条に定める裁量労働制対象者(以下「裁量労働制対象者」という。)

(3) 戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)の実施に関する規則(平成 15 年規則第 73 号)第 17 条に定める個人研究者

4 裁量労働制対象者のうち裁量労働制の適用に同意し、労使協定で定める 1 日のみなし労働時間が 7 時間 30 分を超える者の年俸については、当該超過時間を踏まえて別に定める額を加算する。

5 みなし残業手当の額は、別表 2 又は別表 4 に定めるとおりとする(1 月につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、30 を乗じた額)。ただし、育児又は介護

を事由として勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じ別に定める額とする。

- 6 1月の時間外勤務に対する賃金及び時間外労働割増賃金の合計額が前項に定めるみなし残業時間分を超過する分並びに深夜及び休日勤務等により任期制職員給与規則第13条第1項第1号に定める100分の125を超過する割増分については、みなし残業手当とは別に超過勤務手当として翌月給与にて支給するものとする。
- 7 前項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則(令和2年細則第21号)の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける研究者等の超過勤務手当については、同細則の定めを適用する。ただし、第3項に定めるみなし残業手当を受ける研究者等の超過勤務手当においては、同細則第24条第1項の規定にかかわらず、同細則第10条の清算期間における総労働時間を超過した労働時間から、30時間(ただし育児、介護又はその他の事由により勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数)を減じた時間について、時間単価に100分の125を乗じて得た額とする。
- 8 年俸は、別表1から別表4までに基づき、総括責任者等の判断を勘案し、研究者等の労働時間制度、職種、能力、実績及び前歴等に応じた年俸を適用する。ただし、管理監督者の年俸については別表1を基に個別に定める。

(超過勤務手当)

第3条の3 超過勤務手当は、前条第6項及び第7項に定めるほか、裁量労働制の適用を受ける者が深夜若しくは休日に勤務した場合、裁量労働制対象者のうち裁量労働制の適用を受けないものが所定勤務時間外若しくは休日に勤務した場合又は管理監督者が深夜に勤務した場合に支給する。

- 2 職員給与規程(平成15年規程第8号)第19条は、超過勤務手当の額の計算に準用する。

(通勤手当)

第3条の4 通勤手当の支給については、職員給与規程第27条の規定を準用する。

(欠勤者の給与)

第4条 研究者等が勤務しない日及び時間については、任期制職員給与規則に準じて計算した給与の日額及び勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、就業規則第13条及び特別休暇の運用に関する細則(平成15年達第22号)第2条第5項に定める場合を除く。

- 2 前項にかかわらず、研究者等が月の全日を勤務しない場合においては、当該月の給与を支給しない。
- 3 前2項にかかわらず、その勤務しないことにつき特に承認があった場合には、給与を減額しないことができる。

(介護休業等期間中の研究者等の給与等)

第4条の2 就業規則第22条の2の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の研究者等の給与については、その期間の勤務しない時間について、任期制職員給与規則に準じて計算した額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の研究者等の給与等の取扱いについては、介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)に定めるところによる。

(育児休業等をする研究者等の給与等)

第4条の3 育児休業又は出生時育児休業している研究者等に対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

2 研究者等が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について、任期制職員給与規則に準じて計算した勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、就業規則第6条第2項の専門業務型裁量労働制を適用した研究者等が勤務時間の短縮により勤務をしないときの年俸月額、当初の年俸月額に、研究者にかかる専門業務型裁量労働制に関する規則(平成29年規則第81号)第5条第2項により短縮したみなし勤務時間数を乗じ、7.5で除して得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する研究者等の給与等の取扱いについては育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。

(配偶者同行休業をする研究者等の給与等)

第4条の4 配偶者同行休業者に対する配偶者同行休業期間中の報酬は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の報酬の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)に定めるところによる。

(報酬の支給方法等)

第5条 研究者等の報酬の支給方法等については、任期制職員給与規則の規定を準用する。

(その他)

第6条 個人の能力・実績及び前歴等の特別な事情により、この規則によることが適当でないと認められる場合には、別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第3条第3項の適用にあたって、機構は、総括責任者等が判断を円滑に行えるよう適切に協力を行うものとする。

附 則(平成26年10月31日平成26年規則第161号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日平成27年規則第86号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日平成28年規則第58号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日平成29年規則第34号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日平成30年規則第31号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 40 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 16 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 42 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 67 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 166 号)
この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 72 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 1 月 17 日令和 6 年規則第 4 号)
この規則は、令和 6 年 1 月 25 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 61 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 5 月 20 日令和 6 年規則第 125 号)
この規則は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 54 号)
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

R 表(裁量労働制対象者及び戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)の実施に関する規則(平成 15 年規則第 73 号)第 17 条に定める個人研究者)

令和 7 年 4 月 1 日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
R-1	4,179,600	348,300
R-2	4,375,200	364,600
R-3	4,567,200	380,600
R-4	4,758,000	396,500

R-5	4,950,000	412,500
R-6	5,139,600	428,300
R-7	5,325,600	443,800
R-8	5,510,400	459,200
R-9	5,694,000	474,500
R-10	5,878,800	489,900
R-11	6,057,600	504,800
R-12	6,240,000	520,000
R-13	6,421,200	535,100
R-14	6,595,200	549,600
R-15	6,766,800	563,900
R-16	6,939,600	578,300
R-17	7,113,600	592,800
R-18	7,276,800	606,400
R-19	7,441,200	620,100
R-20	7,610,400	634,200
R-21	7,772,400	647,700
R-22	7,936,800	661,400
R-23	8,100,000	675,000
R-24	8,241,600	686,800
R-25	8,402,400	700,200
R-26	8,560,800	713,400
R-27	8,718,000	726,500
R-28	8,874,000	739,500
R-29	9,028,800	752,400
R-30	9,180,000	765,000
R-31	9,334,800	777,900
R-32	9,482,400	790,200
R-33	9,628,800	802,400
R-34	9,776,400	814,700
R-35	9,924,000	827,000
R-36	10,069,200	839,100
R-37	10,213,200	851,100
R-38	10,356,000	863,000
R-39	10,495,200	874,600
R-40	10,636,800	886,400
R-41	10,776,000	898,000
R-42	10,914,000	909,500
R-43	11,054,400	921,200
R-44	11,190,000	932,500
R-45	11,325,600	943,800
R-46	11,463,600	955,300

R-47	11,598,000	966,500
R-48	11,732,400	977,700
R-49	11,865,600	988,800
R-50	11,997,600	999,800
R-51	12,130,800	1,010,900
R-52	12,261,600	1,021,800
R-53	12,392,400	1,032,700
R-54	12,512,400	1,042,700
R-55	12,632,400	1,052,700
R-56	12,752,400	1,062,700
R-57	12,870,000	1,072,500
R-58	12,988,800	1,082,400
R-59	13,105,200	1,092,100
R-60	13,221,600	1,101,800

備考

1. 博士号を取得後に採用された研究員の年俸額は、原則としてR-6号を基準とする。
2. 大学卒後に採用された研究員の年俸額は、原則としてR-1号を基準とする。
3. 個人研究者に適用するR号俸は、別に定める。

別表2

P表(みなし残業手当適用者)

令和7年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸	本給年額	年俸に含むみなし残業手当額	月額	本給月額	月額に含むみなし残業手当額
P-1	4,227,960	3,385,200	842,760	352,330	282,100	70,230
P-2	4,422,840	3,541,200	881,640	368,570	295,100	73,470
P-3	4,619,280	3,698,400	920,880	384,940	308,200	76,740
P-4	4,811,040	3,852,000	959,040	400,920	321,000	79,920
P-5	5,005,920	4,008,000	997,920	417,160	334,000	83,160
P-6	5,194,560	4,159,200	1,035,360	432,880	346,600	86,280
P-7	5,383,560	4,310,400	1,073,160	448,630	359,200	89,430
P-8	5,572,200	4,461,600	1,110,600	464,350	371,800	92,550
P-9	5,758,080	4,610,400	1,147,680	479,840	384,200	95,640

	0	0				
P-1 0	5,943,960	4,759,200	1,184,760	495,330	396,600	98,730
P-1 1	6,125,520	4,904,400	1,221,120	510,460	408,700	101,760
P-1 2	6,312,600	5,054,400	1,258,200	526,050	421,200	104,850
P-1 3	6,492,600	5,198,400	1,294,200	541,050	433,200	107,850
P-1 4	6,667,920	5,338,800	1,329,120	555,660	444,900	110,760
P-1 5	6,843,240	5,479,200	1,364,040	570,270	456,600	113,670
P-1 6	7,017,000	5,618,400	1,398,600	584,750	468,200	116,550
P-1 7	7,191,120	5,757,600	1,433,520	599,260	479,800	119,460
P-1 8	7,359,000	5,892,000	1,467,000	613,250	491,000	122,250
P-1 9	7,525,320	6,025,200	1,500,120	627,110	502,100	125,010
P-2 0	7,694,760	6,160,800	1,533,960	641,230	513,400	127,830
P-2 1	7,857,960	6,291,600	1,566,360	654,830	524,300	130,530
P-2 2	8,025,840	6,426,000	1,599,840	668,820	535,500	133,320
P-2 3	8,190,600	6,558,000	1,632,600	682,550	546,500	136,050
P-2 4	8,333,040	6,672,000	1,661,040	694,420	556,000	138,420
P-2 5	8,496,600	6,802,800	1,693,800	708,050	566,900	141,150
P-2 6	8,656,680	6,931,200	1,725,480	721,390	577,600	143,790
P-2 7	8,815,560	7,058,400	1,757,160	734,630	588,200	146,430
P-2 8	8,972,880	7,184,400	1,788,480	747,740	598,700	149,040
P-2 9	9,129,000	7,309,200	1,819,800	760,750	609,100	151,650
P-3 0	9,281,640	7,431,600	1,850,040	773,470	619,300	154,170
P-3 1	9,437,760	7,556,400	1,881,360	786,480	629,700	156,780

P-3 2	9, 587, 64 0	7, 676, 40 0	1, 911, 240	798, 970	639, 700	159, 270
P-3 3	9, 735, 96 0	7, 795, 20 0	1, 940, 760	811, 330	649, 600	161, 730
P-3 4	9, 885, 84 0	7, 915, 20 0	1, 970, 640	823, 820	659, 600	164, 220
P-3 5	10, 034, 1 60	8, 034, 00 0	2, 000, 160	836, 180	669, 500	166, 680
P-3 6	10, 180, 9 20	8, 151, 60 0	2, 029, 320	848, 410	679, 300	169, 110
P-3 7	10, 326, 4 80	8, 268, 00 0	2, 058, 480	860, 540	689, 000	171, 540
P-3 8	10, 471, 6 80	8, 384, 40 0	2, 087, 280	872, 640	698, 700	173, 940
P-3 9	10, 612, 5 60	8, 497, 20 0	2, 115, 360	884, 380	708, 100	176, 280
P-4 0	10, 755, 0 00	8, 611, 20 0	2, 143, 800	896, 250	717, 600	178, 650
P-4 1	10, 895, 8 80	8, 724, 00 0	2, 171, 880	907, 990	727, 000	180, 990
P-4 2	11, 035, 2 00	8, 835, 60 0	2, 199, 600	919, 600	736, 300	183, 300
P-4 3	11, 177, 6 40	8, 949, 60 0	2, 228, 040	931, 470	745, 800	185, 670
P-4 4	11, 312, 6 40	9, 057, 60 0	2, 255, 040	942, 720	754, 800	187, 920
P-4 5	11, 453, 5 20	9, 170, 40 0	2, 283, 120	954, 460	764, 200	190, 260
P-4 6	11, 591, 2 80	9, 280, 80 0	2, 310, 480	965, 940	773, 400	192, 540
P-4 7	11, 724, 7 20	9, 387, 60 0	2, 337, 120	977, 060	782, 300	194, 760
P-4 8	11, 862, 4 80	9, 498, 00 0	2, 364, 480	988, 540	791, 500	197, 040
P-4 9	11, 997, 4 80	9, 606, 00 0	2, 391, 480	999, 790	800, 500	199, 290
P-5 0	12, 129, 3 60	9, 711, 60 0	2, 417, 760	1, 010, 7 80	809, 300	201, 480
P-5 1	12, 267, 4 80	9, 822, 00 0	2, 445, 480	1, 022, 2 90	818, 500	203, 790
P-5 2	12, 396, 2 40	9, 925, 20 0	2, 471, 040	1, 033, 0 20	827, 100	205, 920
P-5 3	12, 531, 2 40	10, 033, 2 00	2, 498, 040	1, 044, 2 70	836, 100	208, 170
P-5 4	12, 652, 5	10, 130, 4	2, 522, 160	1, 054, 3	844, 200	210, 180

4	60	00		80		
P-5	12,770,760	10,225,200	2,545,560	1,064,230	852,100	212,130
P-5	12,893,640	10,323,600	2,570,040	1,074,470	860,300	214,170
P-5	13,012,200	10,418,400	2,593,800	1,084,350	868,200	216,150
P-5	13,131,960	10,514,400	2,617,560	1,094,330	876,200	218,130
P-5	13,248,960	10,608,000	2,640,960	1,104,080	884,000	220,080
P-6	13,368,720	10,704,000	2,664,720	1,114,060	892,000	222,060

備考

1. 博士号を取得後に採用された研究員の年俸額は、P-6号を基準とする。
2. 大学卒後に採用された研究員の年俸額は、P-1号を基準とする。

別表3

T表(技術員)

令和7年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
T-1	3,314,400	276,200
T-2	3,430,800	285,900
T-3	3,548,400	295,700
T-4	3,667,200	305,600
T-5	3,786,000	315,500
T-6	3,898,800	324,900
T-7	4,015,200	334,600
T-8	4,128,000	344,000
T-9	4,242,000	353,500
T-10	4,351,200	362,600
T-11	4,462,800	371,900
T-12	4,573,200	381,100
T-13	4,682,400	390,200
T-14	4,794,000	399,500
T-15	4,903,200	408,600
T-16	5,013,600	417,800
T-17	5,124,000	427,000
T-18	5,233,200	436,100
T-19	5,342,400	445,200

T-20	5,452,800	454,400
T-21	5,559,600	463,300
T-22	5,666,400	472,200
T-23	5,774,400	481,200
T-24	5,881,200	490,100
T-25	5,985,600	498,800
T-26	6,093,600	507,800
T-27	6,199,200	516,600
T-28	6,304,800	525,400
T-29	6,410,400	534,200
T-30	6,516,000	543,000
T-31	6,622,800	551,900
T-32	6,724,800	560,400
T-33	6,828,000	569,000
T-34	6,932,400	577,700
T-35	7,036,800	586,400
T-36	7,138,800	594,900
T-37	7,239,600	603,300
T-38	7,345,200	612,100
T-39	7,446,000	620,500
T-40	7,543,200	628,600
T-41	7,639,200	636,600
T-42	7,740,000	645,000
T-43	7,836,000	653,000
T-44	7,934,400	661,200
T-45	8,030,400	669,200
T-46	8,108,400	675,700
T-47	8,204,400	683,700
T-48	8,296,800	691,400
T-49	8,394,000	699,500
T-50	8,486,400	707,200
T-51	8,578,800	714,900
T-52	8,670,000	722,500
T-53	8,769,600	730,800
T-54	8,863,200	738,600
T-55	8,958,000	746,500
T-56	9,051,600	754,300
T-57	9,144,000	762,000
T-58	9,237,600	769,800
T-59	9,328,800	777,400

備考

1. この表は、研究に必要な技術的業務(研究機器等の運転・操作、実験・測定、加工・設計及び放射性同位元素の取扱等)に従事する技術員について適用する。
2. 大学卒後に採用された技術員の年俸額は、T-7号を基準とする。

別表4

プログラマナー補佐・技術主幹・領域参事・領域主任参事

令和7年4月1日適用

単位：円

	年俸額	本給年額	年俸額に含むみなし 残業手当額	月額	本給月額	月額に含むみなし残 業手当額
プログラマナー補佐	7,017,000	5,618,400	1,398,600	584,750	468,200	116,550
技術主幹	8,496,600	6,802,800	1,693,800	708,050	566,900	141,150
領域参事	7,857,960	6,291,600	1,566,360	654,830	524,300	130,530
領域主任参事	8,815,560	7,058,400	1,757,160	734,630	588,200	146,430